

○宮崎大学FD専門委員会細則

平成19年3月20日
制 定

改正 平成20年3月31日 平成22年3月29日
平成22年9月30日 平成26年2月6日
平成29年9月29日

(趣旨)

第1条 この細則は、宮崎大学教育質保証・向上委員会規程第8条第2項に基づき、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）を推進するため、宮崎大学FD専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項等)

第2条 専門委員会は、次に掲げる事項を審議・立案し、宮崎大学教育質保証・向上委員会（以下「教育質保証・向上委員会」という。）に提案又は報告する。

- (1) 全学的なFDの実施計画の立案及び実施に関する事項
- (2) 各学部・研究科のFD活動への協力・支援に関する事項
- (3) 授業形態、学修状況の調査・研究に関する事項
- (4) ネットワークを活用した教育環境・教育方法等の改善に関する事項
- (5) 教員教育活動表彰候補者の選考に関する事項
- (6) その他FDに関し教育質保証・向上委員会から付託された事項

(組織)

第3条 専門委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 教育・学生支援センター教育企画部門長
- (2) 基礎教育部長から推薦された教員 1人
- (3) 各学部教員 各1人
- (4) 医学獣医学総合研究科教員 1人
- (5) 農学工学総合研究科教員 1人
- (6) 教育・学生支援センター専任教員 2人
- (7) その他専門委員会が必要と認めた者

(任期)

第4条 前条第2号から第7号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 専門委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第3条第1号の委員をもって充て、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

- 2 委員長は専門委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第6条 専門委員会は、委員の半数以上の出席により成立する。

- 2 専門委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 専門委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を専門委員会に出席させることができる。

(事務)

第8条 専門委員会の事務は、学生支援部教育支援課において処理する。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、専門委員会が定める。

附 則
この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この細則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

- 附 則
- 1 この細則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。
 - 2 この細則の施行後、最初に選出される第 3 条第 2 号から第 5 号までの委員の任期は、第 4 条の規定にかかわらず、平成 23 年 3 月 31 日までとする。

附 則
この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この細則は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。